

◎新潟県訓令第2号

本 庁
地 域 機 関

新潟県物品会計規則（昭和39年新潟県規則第13号）第49条の規定に基づき設備しなければならない帳簿及び報告書その他の書類の様式を定める訓令（昭和39年3月新潟県訓令第8号）の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から実施する。

平成29年3月28日

新潟県知事 米 山 隆 一

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第9号様式（第34条関係） 物品損傷等報告書</p> <p>（略）</p> <p>注 1～3 （略）</p> <p><u>4 事故現場の見取図、損傷した物品の写真、警察官署へ届け出たものは、その証明書（盗難被害届出証明書等）その他物品の亡失又は損傷に係る事実及び責任関係を明らかにするために必要な書類（修理費見積書、示談書等）を添付すること。</u></p>	<p>第9号様式（第34条関係） 物品損傷等報告書</p> <p>（略）</p> <p>注 1～3 （略）</p>